その他の業務

1. 利用支援

- **申立て支援** 家庭裁判所への申立てについて書類の書き方などの助言をします。
- **親族後見人支援** 後見人になられたあとの後見業務についての相談をお受けします。
- **法人後見受任** 他に適切な受任候補者がない場合には、当センターが法人として成年後見人等を受任します。

2. 講演会・研修会

各種講演会、研修会を開催します。詳しくは、ホームページをご覧ください。また、ご依頼に応じて、出前講座など随時開催します。

3. 要援護者の支援

認知症や知的障害、精神障害があり判断能力が不十分なために困難な状況にある方について、成年後見制度を活用することを検討し、地域の他の支援者とともに支援します。

4. 権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援のためには、福祉のみならず法律や医療の分野の専門職の連携が必要となります。そのための地域連携ネットワークの中枢機関となるべく、ネットワークづくりを進めます。

ホームページ
https://owarihokubu-kenriyougo.net/

尾張北部権利擁護支援センターとは

小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町の4市町が、共同で特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センターに委託して設置しています。

相談について

- 相談をお受けするのは、この地域にお住まいのご本人または親族の方、もしくは利用者がこの地域の方である事業所の方となります。
- 他の地域の方につきましては、地域の実情に即した適切な相談を受けていただけるよう該当地域にある成年後見センターなど相談機関をご案内いたします。
- 相談にあたって、手話通訳、要約筆記その他、障害のために配慮が必要な場合は、事前にご連絡ください。

尾張北部権利擁護支援センター
権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える
けんりようご

電話	ファックス
0568-74-5888	0568-74-5855

〒485-0041 愛知県小牧市小牧5-407
ふれあいセンター2階

電子メール
mail@owarihokubu-kenriyougo.net

尾張北部 権利擁護支援 センター

尾張北部権利擁護支援センターは
認知症、知的障害、精神障害のある方で
日常生活を送っていくうえで
不安がある方について
成年後見制度の活用により、
安心して自分らしく暮らせるよう
支援しています。

スマートフォンのアプリ(Uni—Voice)を使ってこちらの音声コードを読み取るとこの資料の内容を音声で聞くことができます。

たとえば、
こんなことで
お困りでは
ありませんか？

一人暮らしの
叔母が認知症
になっていて
心配！

二人暮らしの
高齢の母と知的障害
のある弟のことが
気がかり

認知症の父の
通帳からお金を出す
ために必要な成年後
見制度って何？

認知症の母が
必要のない高額な
商品をたびたび
買ってしまい
困っている

対象となる方は

認知症、知的障害や精神障害のため、日常生活を送るうえでの判断能力が十分でない人です。判断能力が不十分なことで、日常的な金銭の管理ができなかったり、場合によっては、だまされたり不当な取扱いを受けたりすることもあります。また、銀行などの取引先から後見人をつけるように求められることもあります。成年後見制度はこのような方に、法的な権限をもった援助者（成年後見人等）を家庭裁判所が選任する制度です。

成年後見制度をわかりやすくご説明します

成年後見制度は、認知症になっても障害があっても、地域で安心して自分らしく暮らすために、ぜひ活用していただきたい制度です。しかし、まだまだなじみの少ない制度ですので、よくわからないという方が多くいらっしゃいます。

- どのようなメリットがあり、どのようなデメリットがあるのか
- 利用した方がいいのか、利用しなくてもいいのか
- どのような手続きが必要なのか
- 費用はどの程度かかるのか

など、さまざまな質問に、経験のある相談員がていねいにお答えします。

相談業務

まずは、お気軽に相談ください。
相談は、無料です。

秘密厳守

電話相談

- 認知症のある方、知的障害のある方、精神障害のある方についてのご心配事について相談ください。

面談による相談（要予約）

- 電話、ファックスで予約してください。
- 個別の具体的な相談は、なるべく面談による相談をお勧めします。

巡回相談（要予約）

- 毎月1回、4市町（小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町）を巡回して相談をお受けします。お住まいの市町以外の会場でもご利用いただけます。

開催日及び会場

小牧市	第１火曜日 小牧市ふれあいセンター２階 相談室
岩倉市	第２水曜日 岩倉市ふれあいセンター３階 福祉団体活動室
大口町	第３火曜日 大口町健康文化センター２階 相談室
扶桑町	第４木曜日 扶桑町総合福祉センター２階 相談室１

- 相談は、各会場ともに1組50分以内で、1日3組までお受けします。

❶ 13:30～14:20 ❷ 14:30～15:20
❸ 15:30～16:20

- **事前の予約**が必要です。電話またはファックスでご連絡ください。
- 祝日等にあたる場合は日程変更となります。電話またはファックスでご確認ください。